

清瀬市認可保育園等の保育料について  
(答 申)

平成30年12月  
清瀬市使用料審議会

## 目 次

---

はじめに .....	1
清瀬市の財政状況 .....	2
保育事業の概要 .....	3
保育料の適正化 .....	9
経過措置について .....	15
付言 .....	16
資料 .....	17

## はじめに

清瀬市では、平成27年度をもって計画期間を終了した「第3次清瀬市長期総合計画」に引き続く新しいまちづくりの計画として「第4次清瀬市長期総合計画」（平成28年度～平成37年度）を策定した。この計画において5つの将来像のうちの一つである「都市格の高いまち」を実現するために「健全な行財政の確立」という基本目標のもと受益者負担の考え方を整理し、適正化を図ることを重要な施策として位置づけている。この計画を受け、清瀬市使用料審議会は平成30年8月21日に渋谷清瀬市長から、清瀬市認可保育園等の保育料について審議し、適正化を図るよう諮問を受けた。

当審議会は、清瀬市長より委嘱された学識経験者や公募市民など10名の委員により構成され、全5回の会議の中で保育料等の現状把握、課題について検討を重ねてきた。これらの検討を踏まえて、清瀬市認可保育園等の保育料の適正化について、当審議会の結論をまとめたのでここに答申する。

なお、本答申については、保育料の適正化を図ることで、行財政改革の一助として、公平性と透明性を確保するとともに、次世代を担う子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりのさらなる推進に向けて、効率的な財政運営に当たられることを願うものである。

平成30年12月17日

清瀬市使用料審議会

## 1.清瀬市の財政状況

清瀬市の歳入の根幹である市税収入は、平成20年度のいわゆるリーマンショックを契機とした長引く景気の低迷により減少が続き、東日本大震災の影響から平成24年度には90億円を下回る結果となった。平成25年度以降は緩やかな景気の回復から、市税は増加傾向が続いているが、歳入に占める市税の割合は、多摩地域26市の中では依然として低い状況である。

一方、歳出面においては、保育園の運営に係る経費や生活保護費などの社会保障関係経費が年々増加しているほか、公共施設の老朽化などの新たな財政需要が増加し、非常に厳しい財政運営を強いられている。

こうしたことから、地方公共団体の財政力を表す指数である財政力指数は、多摩地域26市のうち、最低の水準となっている。

また、平成28年3月に公表している「清瀬市人口ビジョン」によると、清瀬市の人口は、平成32（2020）年度をピークとして減少局面に入り、平成72（2060）年には60,226人と平成27年の約81%となることが見込まれている中で、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成62（2050）年には33.9%でピークとなる。

一方、0歳児～14歳児の年少人口は既に減少局面に入っており、平成72（2060）年には6,224人と平成27年の9,534人から大きく減少することが見込まれている。

この少子高齢化の進展は、市税収入の減少や社会保障関係費の更なる増加を及ぼし、市財政を取り巻く環境は今後も厳しい状況になることが見込まれている。

したがって、保育料の適正化については、このような財政状況を踏まえながら検討する必要がある。

## 2.保育事業の概要

### (1) 施設・定員・待機児童数の状況

清瀬市は、これまで待機児童の解消を図るため、第4次清瀬市長期総合計画・実行計画に基づき様々な施策を展開してきた。施設数については、私立認可保育園や小規模保育所の整備により、平成25年度と比較してこれまで8施設の増加となっている。また定員についても、平成25年度と比較して287人の増加を図ってきた。しかし、待機児童数は横ばいで推移している状況である。

各表中の数値は各年度4月1日現在

#### ★保育園数の推移

(単位：施設)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公立	8	8	6	6	6	5
私立	5	7	8	10	12	16
<b>合計</b>	<b>13</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>16</b>	<b>18</b>	<b>21</b>

#### ★定員数の推移

(単位：人)

年齢	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0歳児	92	119	132	138	141	144
1歳児	170	194	207	222	234	257
2歳児	208	228	241	259	273	298
3歳児	232	250	243	253	247	247
4歳児	237	260	254	264	258	258
5歳児	239	263	257	267	261	261
<b>合計</b>	<b>1,178</b>	<b>1,314</b>	<b>1,334</b>	<b>1,403</b>	<b>1,414</b>	<b>1,465</b>

#### ★待機児童数の推移

(単位：人)

年齢	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0歳児	2	2	1	13	2	2
1歳児	27	16	38	11	25	33
2歳児	20	19	4	19	2	4
3歳児	2	3	1	0	4	5
4・5歳児	1	0	1	1	0	0
<b>合計</b>	<b>52</b>	<b>40</b>	<b>45</b>	<b>44</b>	<b>33</b>	<b>44</b>

## (2) 保育料の仕組み

### ① 応能負担と応益負担

保育料は、自治体ごとに保育サービスを受ける世帯の所得に応じた応能負担（※1）の考え方に加え、自ら受けたサービスに応じた応益負担（※2）の考え方に基づいて設定している。

#### ※1 応能負担

各自の負担能力に応じて負担することで、保育サービスを受ける世帯の所得に応じて保育料を負担すること。（保育料の設定を所得階層ごとに設定していることなど。）

#### ※2 応益負担

自分が受けたサービスに応じて負担することで、所得に関係なく受けたサービスの内容に応じて対価を負担すること。（低年齢の児童ほど保育園の運営費がかかるため、年齢に応じた区分を設定していることなど。）

### ② 支給認定区分

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、保育サービス給付を支給する仕組みである。

支給認定には以下の3つの区分があり、それぞれの区分に応じて、利用できる施設が決まる。

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育の必要量		利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし (教育のみ)	教育標準時間	4時間	認定こども園、幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間	11時間	認定こども園、保育園
			保育短時間	8時間	
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間	11時間	認定こども園、保育園 地域型保育施設
			保育短時間	8時間	

### ③ 保育料の設定の考え方

支給認定区分2号・3号の保育料の設定は、国が定めている「保育料徴収金基準額（以下「国基準」という。）」を、そのまま適用すると保護者の負担が大きいことから、各自治体の実際の保育料は国基準より低く設定されており、国基準との差額は各自治体が生かしている状況である。

清瀬市においても、他の自治体と同様に保育料を国基準よりも低く設定しており、国基準に対する保護者の負担している保育料の割合（以下「徴収割合」という。）は、平成29年度では48.6%となっている。残りの51.4%については、あらゆる年齢層から収められている「税金」などによって賄われている。例えば、国基準の保育料が30,000円の場合は、保護者負担が14,580

円となり、残りの15,420円は市（税金）が負担していることになる。したがって、保育料の設定にあたっては、負担の公平性という観点から多くの市民の納得を得られるものでなくてはならない。

#### ④市独自の保育料軽減施策

現在、清瀬市が設定している保育料については、第2子及び第3子以降の保育料の軽減措置、多子軽減のカウント方法の低所得者層に対しての配慮、ひとり親世帯等への軽減措置、年少扶養控除等のみなし適用など、国及び清瀬市独自の施策を展開している。

年少扶養控除等のみなし適用とは

（制度内容）

16歳未満の親族を扶養している世帯は、保育料の算定上、1人あたり19,800円を市民税所得割の課税額から控除し、16歳以上19歳未満の親族を扶養している世帯は1人あたり7,200円を同じく市民税所得割課税額から控除する。

例えば、市民税所得割の課税額が66,000円の世帯で16歳未満の親族を扶養している場合は、本来であれば保育料が月額24,200円のD6階層を適用するところを、課税額を66,000円から19,800円控除することにより46,200円とみなし、D4階層の月額13,900円の保育料を適用し、月額10,300円の軽減を図るものである。

（国の基準）

従来、保育料については、年少扶養控除後の所得税額により階層区分を判定してきた。

平成22年度税制改正により、年少扶養控除が廃止された（※1）が、保育料への影響を可能な限り生じさせないように、引き続き年少扶養控除等のみなし適用を実施して階層区分を判定することとされた。

しかし、年少扶養控除等の廃止から一定期間が経過したことなどに伴い、国の方針が変更され、平成27年度から年少扶養控除等のみなし適用を廃止することが原則（※2）とされた。

（※1）「控除から手当へ」（平成22年税制改正大綱）の観点から、税制上、年少扶養控除が廃止され、児童手当を段階的に拡充

（※2）新規児童は、年少扶養控除のみなし適用をしないことが原則

在園児童（平成26年度末）は、市町村の判断により、年少扶養控除等のみなし適用をすることも可能（ただし卒園までの経過措置）

（清瀬市の対応）

清瀬市では、国の基準において、年少扶養控除等のみなし適用が原則廃止となった平成27年度以降も、市独自の取り組みとして年少扶養控除等のみなし適用を実施している。

なお、平成30年度現在、多摩地域26市で実施している市は、清瀬市を含め4市のみである。

⑤国基準額表と現行の市基準額表の比較（3歳未満児「第1子」）

【国】

単位：円

階層	課税状態	保育料
第1	生活保護世帯	0
第2	市民税非課税世帯	9,000
第3	所得割課税額 48,600円未満	19,500
第4	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	30,000
-	所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	30,000
第5	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	44,500
第6	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	61,000
第7	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	80,000
第8	所得割課税額 397,000円以上	104,000

【市】

単位：円

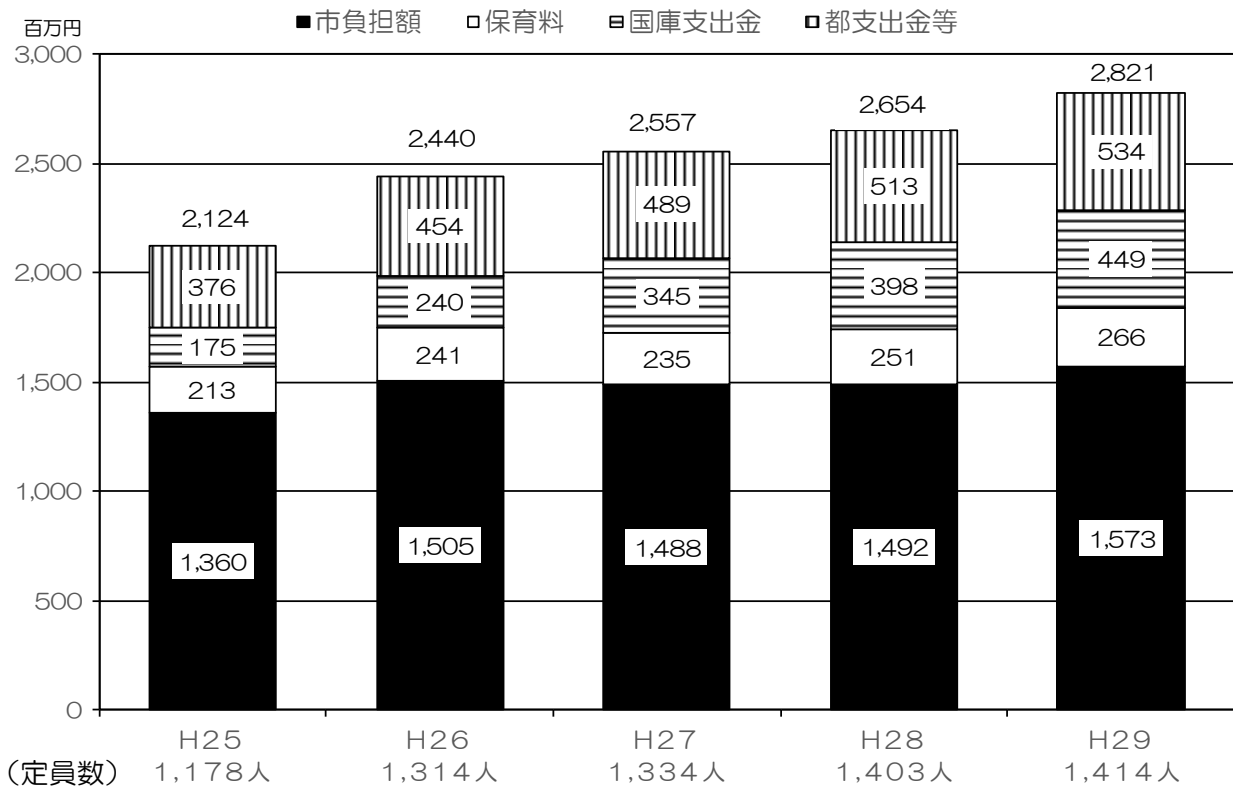
階層	課税状態	保育料	
A	生活保護世帯	0	
B	市民税非課税世帯	0	
C	市民税均等割課税世帯	4,000	
	所得割課税額 10,000円未満	4,900	
	10,000円以上 13,400円未満	5,600	
D	第1	13,400円以上 16,000円未満	7,000
	第2	16,000円以上 20,400円未満	8,600
	第3	20,400円以上 36,000円未満	10,500
	第4	36,000円以上 48,600円未満	13,900
	第5-1	48,600円以上 57,700円未満	19,100
	第5-2	57,700円以上 66,000円未満	19,100
	第6	66,000円以上 97,000円未満	24,200
	第7	97,000円以上 121,200円未満	29,400
	第8	121,200円以上 150,000円未満	30,200
	第9	150,000円以上 186,000円未満	34,500
	第10	186,000円以上 222,000円未満	35,400
	第11	222,000円以上 264,000円未満	40,500
	第12	264,000円以上 301,000円未満	43,800
	第13	301,000円以上 324,000円未満	44,700
	第14	324,000円以上 354,000円未満	47,800
	第15	354,000円以上 397,000円未満	48,600
	第16	397,000円以上 415,400円未満	52,100
	第17	415,400円以上 445,000円未満	52,600
	第18	445,000円以上 475,400円未満	53,100
	第19	475,400円以上 505,400円未満	53,900
	第20	505,400円以上 535,400円未満	54,600
第21	535,400円以上	55,300	



### (3) 認可保育園等の運営費

人件費や給食費、光熱水費などを含めた認可保育園等の運営費については、保護者からの保育料、国や都の負担金・補助金、市の負担によって賄われている。清瀬市における保育園運営費は、平成25年度は21億2,400万円であったが、待機児童解消に向けた定員拡大などの取り組みにより、平成29年度では28億2,100万円となっており、6億9,700万円増加している。この増加に伴い、市負担額についても平成25年度は13億6,000万円であったが、平成29年度では15億7,300万円となっており、2億1,300万円増加している状況にある。

#### ★清瀬市の認可保育園等運営費の状況



### 3.保育料の適正化

当審議会は、現行保育料について、保育園運営費の増加による市財政の負担増や、平成27年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」による保育行政の変化に伴い、抜本的な見直しの必要があると判断した。

保育料の適正化の対象は、保育の必要性がある支給認定区分2号・3号認定とし、1号認定は現行どおり国基準額を継続することとした。また、2号・3号認定の保育料の適正化を図る具体的な指針は、次の(1)～(6)の項目とし、それを踏まえて(7)の保育料徴収基準額表改定案（以下「改定案」という。）を作成した。

なお、改定した保育料基準額表は平成31年4月1日からの適用が望ましいと判断した。

#### 適正化のポイント

- 保育料基準額表改定の考え方⇒抜本的な見直しとし、多摩地域16市の平均値を基本とする。
- 年少扶養控除等のみなし適用⇒廃止
- 所得階層⇒3階層増加の30階層
- 年齢区分⇒現行どおり3区分
- ひとり親世帯等の保育料⇒現行どおり軽減
- 多子軽減⇒現行どおり軽減

#### (1) 保育料基準額表改定の考え方

保育料基準額表を改定するにあたって、自治体間の比較は、自治体によって保育料基準額表の所得階層区分や、実際の保育料が異なるため比較が困難であることから、国基準額に対して保育の実施主体である市町村が定める保育料の割合である徴収割合がひとつの目安となる。一方徴収割合は、保育施設に通う対象世帯は毎年度異なることから、試算対象年度の世帯所得の特徴に影響を受けやすい傾向がある。

平成25年度の使用料審議会の検討では、当時の現行基準額表を基本として徴収割合の適正値に応じた改定に留まったが、今回は、徴収割合をあくまで他市と比較するうえでの参考数値としての取り扱いとした。

こうしたことから、保育料の適正化は平成25年度の使用料審議会の答申に付言されているように、保育料の抜本的な見直しを検討することとし、多摩地域26市のうち、所得税で保育料を算定している市、年少扶養控除等のみなし適用を実施している市、及び0歳児区分を設けている市を除く16市の平均値を保育料基準額表の基本にした。

なお、保育短時間基準額表も、多摩地域16市の平均値を基本とし、保育標準時間基準額表の保育料の約97%とした。

## **(2) 年少扶養控除等のみなし適用の廃止**

清瀬市は、国の基準において、年少扶養控除等のみなし適用が廃止になった平成27年度以降も、市独自の取り組みとして、年少扶養控除等のみなし適用を実施してきた。

しかし、この取り組みにより、市の財政負担は増加し続けていること、また、国の基準においては既に廃止されている内容であることを鑑み、清瀬市においても年少扶養控除等のみなし適用を廃止することとした。

## **(3) 所得階層**

所得階層については、平成26年度に27階層としたところであるが、国の階層区分を基準とすることを前提として、更にきめ細かく階層を設けることにより、応能負担の適正化が図られることから3階層増加の30階層とした。(資料:「現行保育料基準額表と新保育料基準額表の比較」を参照)

なお、所得階層の細分化にあたっては、多摩地域26市の階層区分の設定状況を鑑みて、いわゆる中間層と言われる階層の区分を増やし、高所得者層の区分を減らすことで、所得階層が変わることによる世帯の負担感を最小限とする改定とした。

## **(4) 年齢区分**

年齢区分については、国の基準においては「3歳未満児」「3歳以上児」の2区分としており、多摩地域26市においても2区分としているところが多い実態はあるが、応益負担の観点から引き続き現行どおり「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分とした。

## **(5) ひとり親世帯等の保育料**

ひとり親世帯等の保育料については、現行どおり市民税所得割の合計額が77,101円未満世帯の「第1子」は、国の基準額を上限として当該児童の保育料の半額、「第2子以降」は無償とすることとした。

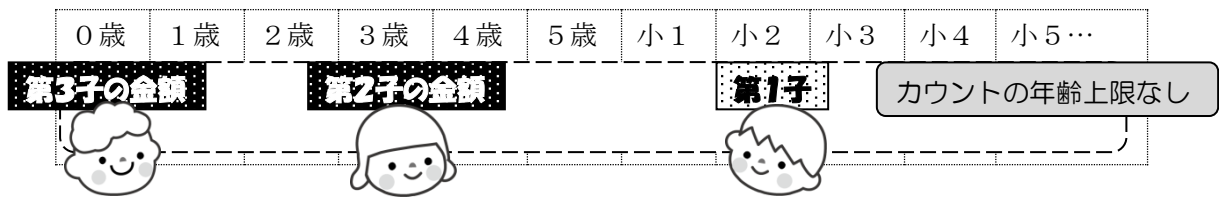
## (6) 多子軽減

国の基準に基づき、「第2子」の保育料は「第1子」の半額、「第3子以降」の保育料は無償としており引き続き現行どおり実施することとした。

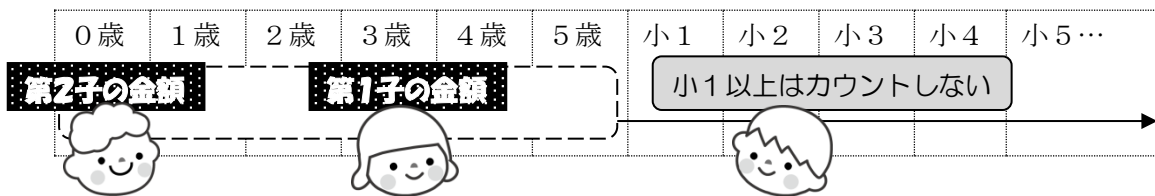
(平成31年度末まで清瀬市独自の施策として、市民税所得割合計額が57,700円未満世帯の第2子保育料は無償)

また、多子軽減のカウント方法については、国の基準どおりとする。

- ① 市民税所得割合計額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等は77,101円未満）



- ② 市民税所得割合計額が57,700円以上の世帯（ひとり親世帯等は77,101円以上）



# (7) 改定案

## ① 支給認定区分2号・3号認定（保育標準時間）

単位：円

各月初日の入所児童の所属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）																		
		3歳未満児			3歳児			4歳以上児												
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降										
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯											0	0	0	0	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税非課税世帯											0	0	0	0	0	0	0	0	0
C階層	均等割のみの世帯											4,300 (2,150)	2,150 (0)	0	2,900 (1,450)	1,450 (0)	0	2,900 (1,450)	1,450 (0)	0
D階層	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上 10,000円未満	5,000 (2,500)	2,500 (0)	0	3,600 (1,800)	1,800 (0)	0	3,600 (1,800)	1,800 (0)	0								
		第2階層	10,000円以上 13,400円未満	5,700 (2,850)	2,850 (0)	0	4,300 (2,150)	2,150 (0)	0	4,300 (2,150)	2,150 (0)	0								
		第3階層	13,400円以上 16,000円未満	6,400 (3,200)	3,200 (0)	0	5,000 (2,500)	2,500 (0)	0	5,000 (2,500)	2,500 (0)	0								
		第4階層	16,000円以上 20,400円未満	7,100 (3,550)	3,550 (0)	0	5,700 (2,850)	2,850 (0)	0	5,500 (2,750)	2,750 (0)	0								
		第5階層	20,400円以上 36,000円未満	7,800 (3,900)	3,900 (0)	0	6,400 (3,200)	3,200 (0)	0	6,000 (3,000)	3,000 (0)	0								
		第6階層	36,000円以上 48,600円未満	8,500 (4,250)	4,250 (0)	0	7,100 (3,550)	3,550 (0)	0	6,500 (3,250)	3,250 (0)	0								
		第7階層	48,600円以上 57,700円未満	10,600 (5,300)	5,300 (0)	0	9,000 (4,500)	4,500 (0)	0	7,800 (3,900)	3,900 (0)	0								
		第8階層	57,700円以上 66,000円未満	12,700 (6,350)	6,350 (0)	0	10,900 (5,450)	5,450 (0)	0	9,100 (4,550)	4,550 (0)	0								
		第9階層	66,000円以上 77,101円未満	14,900 (7,450)	7,450 (0)	0	12,900 (6,450)	6,450 (0)	0	10,500 (5,250)	5,250 (0)	0								
		第10階層	77,101円以上 97,000円未満	17,100	8,550	0	14,900	7,450	0	12,000	6,000	0								
		第11階層	97,000円以上 115,000円未満	20,000	10,000	0	16,600	8,300	0	13,200	6,600	0								
		第12階層	115,000円以上 133,000円未満	23,000	11,500	0	18,400	9,200	0	14,400	7,200	0								
		第13階層	133,000円以上 151,000円未満	26,000	13,000	0	20,200	10,100	0	15,600	7,800	0								
		第14階層	151,000円以上 169,000円未満	29,000	14,500	0	22,000	11,000	0	16,800	8,400	0								
		第15階層	169,000円以上 191,000円未満	31,600	15,800	0	23,300	11,650	0	17,800	8,900	0								
		第16階層	191,000円以上 213,000円未満	34,200	17,100	0	24,600	12,300	0	18,900	9,450	0								
		第17階層	213,000円以上 235,000円未満	36,800	18,400	0	25,900	12,950	0	20,000	10,000	0								
		第18階層	235,000円以上 257,000円未満	39,400	19,700	0	27,200	13,600	0	21,100	10,550	0								
		第19階層	257,000円以上 279,000円未満	42,100	21,050	0	28,600	14,300	0	22,200	11,100	0								
		第20階層	279,000円以上 301,000円未満	44,800	22,400	0	30,000	15,000	0	23,300	11,650	0								
		第21階層	301,000円以上 325,000円未満	46,500	23,250	0	31,000	15,500	0	24,000	12,000	0								
		第22階層	325,000円以上 349,000円未満	48,200	24,100	0	32,000	16,000	0	24,700	12,350	0								
		第23階層	349,000円以上 373,000円未満	49,900	24,950	0	33,000	16,500	0	25,400	12,700	0								
		第24階層	373,000円以上 397,000円未満	51,600	25,800	0	34,000	17,000	0	26,100	13,050	0								
		第25階層	397,000円以上 423,000円未満	53,600	26,800	0	35,200	17,600	0	27,000	13,500	0								
		第26階層	423,000円以上 449,000円未満	55,600	27,800	0	36,400	18,200	0	27,900	13,950	0								
		第27階層	449,000円以上	57,600	28,800	0	37,600	18,800	0	28,800	14,400	0								

※表の（）内はひとり親世帯等

## ②支給認定区分2号・3号認定（保育短時間）

単位：円

各月初日の入所児童の所属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）										
		3歳未満児			3歳児			4歳以上児				
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯											
B階層	市町村民税非課税世帯											
C階層	均等割のみの世帯											
D階層	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上 10,000円未満	4,800 (2,400)	2,400 (0)	0	3,400 (1,700)	1,700 (0)	0	3,400 (1,700)	1,700 (0)	0
		第2階層	10,000円以上 13,400円未満	5,400 (2,700)	2,700 (0)	0	4,100 (2,050)	2,050 (0)	0	4,100 (2,050)	2,050 (0)	0
		第3階層	13,400円以上 16,000円未満	6,100 (3,050)	3,050 (0)	0	4,700 (2,350)	2,350 (0)	0	4,700 (2,350)	2,350 (0)	0
		第4階層	16,000円以上 20,400円未満	6,800 (3,400)	3,400 (0)	0	5,400 (2,700)	2,700 (0)	0	5,200 (2,600)	2,600 (0)	0
		第5階層	20,400円以上 36,000円未満	7,400 (3,700)	3,700 (0)	0	6,100 (3,050)	3,050 (0)	0	5,700 (2,850)	2,850 (0)	0
		第6階層	36,000円以上 48,600円未満	8,100 (4,050)	4,050 (0)	0	6,700 (3,350)	3,350 (0)	0	6,200 (3,100)	3,100 (0)	0
		第7階層	48,600円以上 57,700円未満	10,200 (5,100)	5,100 (0)	0	8,600 (4,300)	4,300 (0)	0	7,500 (3,750)	3,750 (0)	0
		第8階層	57,700円以上 66,000円未満	12,200 (6,100)	6,100 (0)	0	10,500 (5,250)	5,250 (0)	0	8,700 (4,350)	4,350 (0)	0
		第9階層	66,000円以上 77,101円未満	14,400 (7,200)	7,200 (0)	0	12,400 (6,200)	6,200 (0)	0	10,100 (5,050)	5,050 (0)	0
		第10階層	77,101円以上 97,000円未満	16,500	8,250	0	14,300	7,150	0	11,500	5,750	0
		第11階層	97,000円以上 115,000円未満	19,300	9,650	0	16,000	8,000	0	12,700	6,350	0
		第12階層	115,000円以上 133,000円未満	22,200	11,100	0	17,800	8,900	0	13,900	6,950	0
		第13階層	133,000円以上 151,000円未満	25,100	12,550	0	19,500	9,750	0	15,100	7,550	0
		第14階層	151,000円以上 169,000円未満	28,000	14,000	0	21,300	10,650	0	16,200	8,100	0
		第15階層	169,000円以上 191,000円未満	30,700	15,350	0	22,600	11,300	0	17,300	8,650	0
		第16階層	191,000円以上 213,000円未満	33,200	16,600	0	23,900	11,950	0	18,300	9,150	0
		第17階層	213,000円以上 235,000円未満	35,800	17,900	0	25,200	12,600	0	19,400	9,700	0
		第18階層	235,000円以上 257,000円未満	38,300	19,150	0	26,400	13,200	0	20,500	10,250	0
		第19階層	257,000円以上 279,000円未満	40,900	20,450	0	27,800	13,900	0	21,500	10,750	0
		第20階層	279,000円以上 301,000円未満	43,500	21,750	0	29,100	14,550	0	22,600	11,300	0
		第21階層	301,000円以上 325,000円未満	45,200	22,600	0	30,100	15,050	0	23,400	11,700	0
		第22階層	325,000円以上 349,000円未満	46,900	23,450	0	31,100	15,550	0	24,100	12,050	0
		第23階層	349,000円以上 373,000円未満	48,600	24,300	0	32,100	16,050	0	24,800	12,400	0
		第24階層	373,000円以上 397,000円未満	50,200	25,100	0	33,100	16,550	0	25,400	12,700	0
		第25階層	397,000円以上 423,000円未満	52,200	26,100	0	34,300	17,150	0	26,300	13,150	0
		第26階層	423,000円以上 449,000円未満	54,100	27,050	0	35,400	17,700	0	27,200	13,600	0
		第27階層	449,000円以上	56,100	28,050	0	36,600	18,300	0	28,100	14,050	0

※表の（）はひとり親世帯等

### ③支給認定区分1号認定

単位：円

各月初日の入園児童の所属する世帯の階層区分			利用者負担額基準額（月額）			
			第1子	第2子	第3子以降	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	
B階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみの世帯		3,000 (0)	0	0	
C階層	市民税所得割課税額が 右の区分に 該当する世帯	第1階層	1円以上 77,100円以下	10,100 (3,000)	5,050 (0)	0
		第2階層	77,101円以上 211,200円以下	20,500	10,250	0
		第3階層	211,201円以上	25,700	12,850	0

※表の(0)内はひとり親世帯等

## 4.経過措置について

保育料の適正化については、保育料基準額表の抜本的な見直しを図るとともに、年少扶養控除等のみなし適用を廃止したことが保育料適正化において最も大きなポイントとなった。しかし、実際に年少扶養控除等のみなし適用を廃止した上で改定案を適用すると、保育料が増額となる世帯が見込まれた。

こうしたことから、保護者の急激な保育料負担を軽減するために、当審議会としては以下のとおりの経過措置を設けることとした。

また、この経過措置の対象は、現在在園している児童のほか、平成31年度以降新たに入園する児童についても同様の取り扱いとするが、経過措置の期間は、現在在園している0歳児が平成31年10月に予定されている幼児教育・保育の無償化（3歳以上及び0～2歳児のうち一定所得以下の世帯）の対象となる平成32（2020）年度末までの時限措置とする。

### （1）ひとり親世帯等の減免階層対象を拡大

現在、市民税所得割合計額が77,101円未満であるひとり親世帯等の「第1子」の保育料を半額とする制度を実施しているが、その基準額を115,000円未満へ拡大する。

### （2）多子軽減カウントの年齢制限撤廃対象を拡大

現在、多子軽減のカウント方法については、年齢制限撤廃対象の基準額を57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）としているが、その基準額を97,000円未満（ひとり親世帯等は115,000円未満）へ拡大する。

### （3）第2子無償化の対象を拡大

清瀬市独自の施策として、平成31年度末まで、市民税所得割合計額が57,700円未満の世帯の「第2子」保育料は無償としているが、これを平成32年（2020）度末まで延長するとともにその基準額を97,000円未満へ拡大する。

### （4）年少扶養控除等のみなし適用廃止に伴う特例措置

年少扶養控除等のみなし適用廃止に伴い保育料が増額となる世帯を考慮して、廃止により所得階層が3階層以上上がる場合は2階層を上限とする。



## 5.付言

当審議会では、保育料の適正化に向けて、年少扶養控除等のみなし適用の廃止、階層区分及び年齢区分などの視点により全5回にわたる議論を重ねてきたところである。その中で、本答申には直接反映されてはいないが、保育料の適正化を図る上で重要な視点について、以下の通り申し添える。

### (1) 幼児教育・保育の無償化について

国は、幼児教育・保育の無償化について検討している。当審議会では、定期的な見直しの必要性和保育料基準額表の抜本的な見直しをすることを重要事項としたことから、幼児教育・保育の無償化実施の有無に関わらず検討を重ねてきたところである。

しかし、次期使用料審議会では、消費税率が引き上がることによる市の歳入の状況や、幼児教育・保育の無償化による市の負担などを総合的に鑑みて改めて検討する必要がある。

### (2) 経過措置について

本答申では、年少扶養控除等のみなし適用を廃止することに伴う保護者の負担増に配慮するため、幾つかの経過措置を設けている。これは、現在在園している児童だけでなく、平成31年度以降に新たに入園する児童についても対象としているが、平成32（2020）年度末までの時限措置としているため丁寧な周知が必要である。

### (3) 年齢区分について

当審議会では、応益負担の観点から0歳児区分を設ける4区分も検討したが、年少扶養控除等のみなし適用廃止に伴う影響を考慮し見送った。次期の使用料審議会では、他市の状況や応益負担の観点、幼児教育・保育の無償化実施を踏まえた年齢区分の検討が必要である。

### (4) 子育て支援施策の充実について

子育て支援施策については、認可保育園等の定員拡大などこれまで実施してきた待機児童解消に向けた取り組み以外にも、市民ニーズを捉え、子育て世代が定住できるよう更なる充実を図る必要がある。

# 6.資料

○現行保育料基準額表と新保育料基準額表の比較（2号・3号保育標準時間）

※年少扶養控除等のみなし適用廃止の影響を除く

単位：円

【現基準額表（第1子）】：全27階層				【新基準額表（第1子）】：全30階層 新保育料との増減							
国階層区分	市階層区分	児童数 (全年齢)	課税状態	現保育料 (円)				新保育料			
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
第1	A	21	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	136	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	C	1	均等割のみ	4,000	3,300	3,300	4,300(300)	2,900(△400)	2,900(△400)	3,600(△600)	3,600(△600)
		2	10,000 ~ 13,400	4,900	4,200	4,200	5,000(100)	3,600(△600)	3,600(△600)	4,300(△600)	4,300(△600)
		3	13,400 ~ 16,000	5,600	4,900	4,900	5,700(100)	4,300(△600)	4,300(△600)	5,000(△1,500)	5,000(△1,500)
第3	D	4	16,000 ~ 20,400	8,600	8,200	7,900	7,100(△1,500)	5,700(△2,500)	5,700(△2,500)	5,500(△2,400)	5,500(△2,400)
		5	20,400 ~ 36,000	10,500	10,300	8,800	7,800(△2,700)	6,400(△3,900)	6,400(△3,900)	6,000(△2,800)	6,000(△2,800)
		6	36,000 ~ 48,600	13,900	12,000	9,700	8,500(△5,400)	7,100(△4,900)	7,100(△4,900)	6,500(△3,200)	6,500(△3,200)
		7	48,600 ~ 57,700	19,100	13,100	10,300	10,600(△8,500)	9,000(△4,100)	9,000(△4,100)	7,800(△2,500)	7,800(△2,500)
第4	E	8	57,700 ~ 66,000	19,100	13,100	10,300	12,700(△6,400)	10,900(△2,200)	10,900(△2,200)	9,100(△1,200)	9,100(△1,200)
		9	66,000 ~ 97,000	24,200	15,800	11,700	14,900(△9,300)	12,900(△2,900)	12,900(△2,900)	10,500(△1,200)	10,500(△1,200)
第5	F	10					17,100(△7,100)	14,900(△900)	14,900(△900)	12,000(300)	12,000(300)
		11	97,000 ~ 121,200	29,400	17,800	14,800	20,000(△9,400)	16,600(△1,200)	16,600(△1,200)	13,200(△1,600)	13,200(△1,600)
		12	121,200 ~ 150,000	30,200	18,300	15,300	23,000(△7,200~△6,400)	18,400(100~600)	18,400(100~600)	14,400(△900~△400)	14,400(△900~△400)
第6	G	13	150,000 ~ 186,000	34,500	20,300	16,500	26,000(△8,500~△4,200)	20,200(△100~1,900)	20,200(△100~1,900)	15,600(△900~300)	15,600(△900~300)
		14	186,000 ~ 222,000	35,400	20,900	17,000	29,000(△5,500)	22,000(1,700)	22,000(1,700)	16,800(300)	16,800(300)
第7	H	15	222,000 ~ 264,000	40,500	23,800	19,200	31,600(△3,800~△2,900)	23,300(2,400~3,000)	23,300(2,400~3,000)	17,800(800~1,300)	17,800(800~1,300)
		16	264,000 ~ 301,000	43,800	25,900	21,400	34,200(△1,200)	24,600(3,700)	24,600(3,700)	18,900(1,900)	18,900(1,900)
		17	301,000 ~ 324,000	44,700	26,700	22,300	36,800(△3,700~1,400)	25,900(2,100~5,000)	25,900(2,100~5,000)	20,000(800~3,000)	20,000(800~3,000)
第8	I	18	324,000 ~ 354,000	47,800	28,800	22,800	39,400(△1,100)	27,200(3,400)	27,200(3,400)	21,100(1,900)	21,100(1,900)
		19	354,000 ~ 397,000	48,600	29,600	23,600	42,100(△1,700~1,600)	28,600(2,700~4,800)	28,600(2,700~4,800)	22,200(800~3,000)	22,200(800~3,000)
第9	J	20	397,000 ~ 415,400	52,100	32,000	26,400	44,800(1,000)	30,000(4,100)	30,000(4,100)	23,300(1,900)	23,300(1,900)
		21	415,400 ~ 445,000	52,600	32,400	26,700	46,500(△1,300~1,800)	31,000(2,200~4,300)	31,000(2,200~4,300)	24,000(1,200~1,700)	24,000(1,200~1,700)
		22	445,000 ~ 475,400	53,100	32,900	27,200	49,900(1,300~2,100)	33,000(3,400~4,200)	33,000(3,400~4,200)	25,400(1,800~2,600)	25,400(1,800~2,600)
第10	K	23	475,400 ~ 505,400	53,900	33,600	28,000	51,600(3,000)	34,000(4,400)	34,000(4,400)	26,100(2,500)	26,100(2,500)
		24	505,400 ~ 535,400	54,600	34,100	28,300	53,600(1,000~1,500)	35,200(2,800~3,200)	35,200(2,800~3,200)	27,000(300~600)	27,000(300~600)
第11	L	25	535,400 ~	55,300	34,500	28,600	55,600(2,500~3,000)	36,400(3,500~4,000)	36,400(3,500~4,000)	27,900(700~1,200)	27,900(700~1,200)
		26					57,600(2,300~4,500)	37,600(3,100~4,700)	37,600(3,100~4,700)	28,800(200~1,600)	28,800(200~1,600)
第12	M	27									
		28									

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限有り(小学校就学前)

※1 児童数については、平成30年3月31日現在における全児童数  
 ※2 第2子については、第1子保育料の1/2とし、第3子以降については保育料は徴収しない

○現行保育料基準額表と新保育料基準額表の比較（2号・3号保育短時間）

※年少扶養控除等のみなし適用廃止の影響を除く

単位：円

【現基準額表（第1子）】：全27階層				【新基準額表（第1子）】：全30階層 新保育料との増減			
国際層区分	市階層区分	児童数 (条件別)	課税状態	現保育料			
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	4歳以上児
第1	A	4	生活保護世帯	0	0	0	0
	B	11	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第2	C	1	均等割のみ	3,900	3,200	2,700(△500)	2,700(△500)
		2	1 ~ 10,000	4,800	4,100	3,400(△700)	3,400(△700)
		3	10,000 ~ 13,400	5,500	4,800	4,100(△700)	4,100(△700)
第3	1	0	13,400 ~ 16,000	6,900	6,400	4,700(△1,700)	4,700(△1,700)
	2	1	16,000 ~ 20,400	8,400	8,000	5,400(△2,600)	5,200(△2,500)
	3	7	20,400 ~ 36,000	10,300	10,100	6,100(△4,000)	5,700(△2,900)
	4	5	36,000 ~ 48,600	13,600	11,800	6,700(△5,100)	6,200(△3,300)
	5	9	48,600 ~ 57,700	18,700	12,800	8,600(△8,500)	7,500(△2,600)
	6	4	57,700 ~ 66,000	18,700	12,800	10,500(△2,300)	8,700(△1,400)
	7	14	66,000 ~ 97,000	23,700	15,500	12,400(△9,300)	10,100(△1,400)
第4	8	8	97,000 ~ 121,200	28,800	17,400	14,300(△1,200)	11,500
	9	7	121,200 ~ 150,000	29,600	17,900	16,000(△1,400)	12,700(△1,800)
	10	7	150,000 ~ 186,000	33,800	19,900	17,800(△100~400)	13,900(△1,100~△600)
	11	0				19,500(△400~1,600)	15,100(△1,100~100)
	12	0				21,300(△1,400)	16,200
	13	0				22,600(△2,100~2,700)	17,300(600~1,100)
	14	3	186,000 ~ 222,000	34,700	20,500	23,900(△3,400)	18,300(1,600)
	15	3	222,000 ~ 264,000	39,700	23,300	25,200(1,900~4,700)	19,400(600~2,700)
	16	2	264,000 ~ 301,000	42,900	25,400	26,400(△3,100)	20,500(1,700)
	17	0				27,800(△2,000~1,200)	21,500(500~2,700)
第5	18	0	301,000 ~ 324,000	43,800	26,200	29,100(△3,700)	22,600(1,600)
	19	0	324,000 ~ 354,000	46,800	28,200	30,100(△1,600~1,400)	23,400(1,100~1,500)
	20	1	354,000 ~ 397,000	47,600	29,000	31,100(△2,900)	24,100(1,800)
	21	0				32,100(△3,100~3,900)	24,800(1,700~2,500)
第6	22	0	397,000 ~ 415,400	51,100	31,400	33,100(△4,100)	25,400(2,300)
	23	0	415,400 ~ 445,000	51,500	31,800	34,300(△2,500~2,900)	26,300(100~400)
	24	0	445,000 ~ 475,400	52,000	32,200	35,400(△3,200~3,600)	27,200(500~1,000)
	25	0	475,400 ~ 505,400	52,800	32,900	36,600(△2,800~4,400)	28,100(100~1,400)
第7	26	0	505,400 ~ 535,400	53,500	33,400		
	27	1	535,400 ~	54,200	33,800		

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限有り(小学校就学前)

※1 児童数については、平成30年3月31日現在における全児童数  
 ※2 第2子については、第1子保育料の1/2とし、第3子以降については保育料は徴収しない

## 審議経過

区 分	日 程	審議内容
第1回	8月21日	会長・職務代理者選出 市の財政状況及び保育行政の概要について
第2回	9月26日	認可保育園等における保育料の適正化について
第3回	10月24日	認可保育園等における保育料の適正化について
第4回	11月26日	認可保育園等における保育料の適正化について 答申（案）の検討
第5回	12月12日	答申（案）のまとめ

## 委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	備 考
会 長	町 田 俊 彦	専修大学名誉教授
職務代理者	内 野 光 裕	ゆりかご幼稚園理事長
委 員	泉 幸 治	税理士
委 員	竹 下 江 里 子	清瀬市男女平等推進委員
委 員	永 井 厚 子	清瀬市民生委員・児童委員協議会委員 主任児童委員
委 員	春 日 允 子	保育所父母の会連絡協議会
委 員	大 井 良 彦	公募市民
委 員	菅 野 久 美 子	公募市民
委 員	上 野 淳 子	公募市民
委 員	村 田 さ や か	公募市民

# 清瀬市使用料審議会条例

昭和51年10月1日  
条例第25号

(目的及び設置)

**第1条** 保育料及び市営住宅使用料の適正化について審議するため、市長の諮問機関として、清瀬市使用料審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、学識経験者及び一般市民のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

**第3条** 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(分科会の設置)

**第5条** 会長は、会議の運営上必要と認めたときは、分科会を設置することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

1